

日本液体微粒化学会 ICLASS プレゼンテーション学生支援

制定 2009年3月30日

日本液体微粒化学会では、学生会員が自らの研究成果を液体微粒化に関する国際会議（ICLASS）で発表することを助成します。（通称『ICLASS 学生支援』）

選定対象者 ICLASS プレゼンテーション学生支援を受ける資格を有する者は、つぎの三条件を満たす者とする。

- イ. 申請者本人がプレゼンテーションを行うこと。
- ロ. ICLASS プレゼンテーション学生支援を申請した時点で、本会の会員であるか、または入会を申請中であること。
- ハ. ICLASS において論文が採択されていること。

助成申請方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、事務局まで郵送で提出のこと。

申請締切 2018年5月14日（月）

助成 受賞者には5万円を上限に助成が行われます。

申請・問合せ先

事務局： 〒554-0022
大阪市此花区春日出中 2-14-9
株式会社 学術出版印刷内

日本液体微粒化学会 事務局

Tel： 06-6466-1588

Fax： 06-6463-2522

E-mail： info@ilass-japan.gr.jp

ICLASS プレゼンテーション学生支援 助成基準

制定 2009年3月30日

- 第1条 日本液体微粒化学会における事業に関し、ICLASS で発表しようとする学生会員への助成は、この規程により行う。
- 第2条 選奨の種類は、ICLASS プレゼンテーション学生支援（以下、ICLASS 学生支援とよぶ）とする。
- 第3条 ICLASS 学生支援は、日本液体微粒化学会に属する学生会員で、研究成果を ICLASS で発表しようとする者へ助成金を贈呈する。
- 第4条 ICLASS 学生支援を申請する資格を有する者は、つぎの三条件を満たす者とする。
- イ. 申請者本人がプレゼンテーションを行うこと。
 - ロ. 助成を申請した時点で、本会の学生会員であるか、または学生会員として入会を申請中であること。
 - ハ. 申請時点で、ICLASS において発表が決定していること。
- 第5条 ICLASS 学生支援の審査は、締切日までに申請を受けた者を対象として行う。申請には本会所定の申請書を提出すること。
- 第6条 受賞者の選定は部会長からなる ICLASS 学生支援選考委員の評価を基に理事会にて決定する。
- 第7条 ICLASS 学生支援は、国際交流基金の枠内で選定し、一回の審査における同一指導教員からの受賞者は、原則として1名とする。
- 第8条 助成金額は、ICLASS 開催ごとに総額を定め、1件につき 50,000 円を上限とする。
- 第9条 助成金の授与は決定後、速やかに行う。なお、授与が決定された者は発表終了後に完了報告を行わなければならない。
- 第10条 ICLASS 学生支援を決定された者(申請者)が発表を行わなかった場合は、助成を辞退し、助成金を返還しなければならない。
- 第11条 この基準の改正は本会理事会によって行われる。
- 第12条 この基準は 2009 年度の募集より実施する。

以上

申請書

2018年 月 日

日本液体微粒化学会
会長 殿

申請者氏名 _____ ㊟

所属 _____

学年 _____

会員番号 _____

私は、『ICLASS プレゼンテーション学生支援』の趣旨を理解の上、下記のとおり申請いたします。
なお、微粒化誌への ICLASS 参加記等の原稿執筆依頼があった場合、お引き受け致します。

論文番号： _____

講演タイトル： _____

共著者（全員の氏名を記入）： _____

申請者現住所：〒 _____

電話： _____

E-mail： _____

助成金の主たる用途： _____

上記の者は、ICLASS2018 においてプレゼンテーションを行う者であることを証明します。

指導教員氏名 _____ ㊟

所属・職 _____